

# 茨城県報

第 1 6 7 号

平成 2 年 8 月 20 日

月 曜 日

## 目 次

### 規 則

(教育委員会)

●茨城県立高等学校学則の一部を改正する規則	ページ 1
告 示	
●道路の区域変更(道路維持課)	2
●道路の供用開始(2件)(〃)	2
●都市計画事業の認可(2件)(都市施設課)	3
●土地改良事業の適当決定(土地改良事務所)	4
公 告	
●都市計画の図書の縦覧(都市計画課)	4
●開発行為の工事完了(建築指導課)	4
●道路の位置の指定(〃)	5

## 規 則

(教育委員会)

### 茨城県教育委員会規則第6号

茨城県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成2年8月20日

茨城県教育委員会委員長 山 中 直 次 郎

茨城県立高等学校学則の一部を改正する規則

茨城県立高等学校学則(昭和35年茨城県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1 茨城県立日立北高等学校の項中「川尻町三丁目」を「川尻町6丁目」に、茨城県立勝田工業高等学校の項中「中根」を「松戸町三丁目」に、茨城県立荃崎高等学校の項中「庄兵衛新田」を「荃崎」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



## 告 示

### 茨城県告示第1034号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成2年8月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年8月20日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 結城二宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下館市大字小川字八丁 269番1地先から 下館市大字小川字八丁 267番1地先まで	旧	メートル	メートル	
下館市大字小川字八丁 乙269番地先から 下館市大字小川字八丁 267番1地先まで		最大 7.0 最小 3.5	200.0	
下館市大字小川字八丁 乙269番地先から 下館市大字小川字八丁 267番1地先まで	新	最大 26.0 最小 12.0	480.0	旧道移管による区域 変更
下館市大字小川字八丁 乙269番地先から 下館市大字小川字八丁 267番1地先まで		最大 26.0 最小 12.0	480.0	

### 茨城県告示第1035号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成2年8月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年8月20日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 県道 鹿田玉造線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡小川町大字下吉影字田向871番1地先から  
鹿島郡鉾田町大字青柳23番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成2年8月20日

**茨城県告示第1036号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その係関図面は、平成2年8月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年8月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 平泉潮来線
- 2 供用開始の区間 行方郡潮来町大字延方字徳島5793番1地先から  
行方郡潮来町大字延方字徳島5285番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成2年8月20日

**茨城県告示第1037号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成2年8月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 勝 田 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
水戸勝田都市計画道路事業  
3・4・41号 西中根田彦線
- 3 事業施行期間 平成2年8月20日から平成5年3月31日まで
- 4 事 業 地
  - (1) 収用の部分 茨城県勝田市大字田彦字後原、大字高場字房田並びに大字東石川字堂端及び字下屋敷地内
  - (2) 使用の部分 な し

**茨城県告示第1038号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成2年8月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 勝 田 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
水戸勝田都市計画道路事業  
3・4・43号 東中根向野線

- 3 事業施行期間 平成 2 年 8 月 20 日から平成 5 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 茨城県勝田市大字馬渡字西谷津並びに大字中根字後野地内
- (2) 使用の部分 な し

~~~~~

**茨城県告示第 1039 号**

八郷町から平成 2 年 4 月 27 日付けで認可申請のあった小幡西部地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 2 年 7 月 17 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 2 年 8 月 20 日

茨城県土浦土地改良事務所長 中 嶋 茂

- 1 縦覧に供する書類 小幡西部地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成 2 年 8 月 21 日から平成 2 年 9 月 14 日まで
- 3 縦覧の場所 八郷町役場

~~~~~

**公 告**

~~~~~

**●都市計画の図書の縦覧**

水戸・勝田都市計画汚物処理場の変更に伴い、東海村から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 2 年 8 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画を変更する土地の区域  
東海村大字豊岡字向渚
- 2 縦覧場所 茨城県土木部都市計画課

~~~~~

**●開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 年 8 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

鹿島町大字宮津台 1 8 8 番 1 7

2 事業主の住所及び氏名

鹿島町宮中 4 丁目 4 番 12 号

医療法人社団善仁会 小山病院

理事長 小 山 善 朗

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 2 年 8 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
宮土木指令 第 779 号	2 . 8 . 9	茅根 正光	那珂郡大宮町 3217番地 9	那珂郡大宮町字東富尻 636番 2 , 636番 9	メートル 4.00	メートル 35.00

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)